

警察本部長

〔沿革〕 平成15年4月例規（警）第17号 平成19年5月例規（留）第48号  
平成20年6月例規（警）第57号 平成21年3月例規（警）第16号  
平成25年12月例規（捜四）第63号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成13年10月1日から実施することとしたので、効果的な運用を図られたい。

なお、千葉県警察再被害防止対象事件登録要領の制定について（平成9年例規（刑）第20号）は、廃止する。

別添

千葉県警察再被害防止要綱

## 第1 目的

この要綱は、犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）が、検挙した犯罪の被疑者（以下「加害者」という。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の要望であるとともに、警察の責務であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

## 第2 再被害防止対象者

この要綱において、再被害防止対象者とは、犯罪の被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、本部長が指定する者をいう。ただし、再被害防止対象者が、千葉県保護対策実施要綱（平成25年本部訓令第22号）第2条第2号に規定する保護対象者に該当するときは、第4の規定（加害者の釈放に関する情報その他の関連情報に係る部分は除く。）は適用せず、千葉県保護対策実施要綱に基づく保護対策を実施することとする。

## 第3 再被害防止対象者の指定等

### 1 再被害防止対象者の指定

#### （1）再被害のおそれの有無の検討及び県本部庶務担当課長等への速報

県本部の事件主管課長（以下「捜査担当課長」という。）及び署長は、犯罪を検挙し、又は被害者等の相談、関係機関からの通報等により、被害者等が加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれがあると認めるときは、再被害防止対象者指定検討票（別記第1号様式）を速やかに作成し、指定の要否について総合的な検討を行うとともに、捜査担当課長は事件主管部の庶務担当課長（以下「庶務担当課長」という。）に、署長は捜査担当課長を經由して庶務担当課長に、それぞれ速報するとともに、指定の要否について協議するものとする。

#### （2）指定上申

捜査担当課長又は署長は、再被害防止対象者として指定する必要を認めるときは、再被害防止対象者指定（期間延長・解除）上申書（別記第2号様式。以下「指定（期間延長・解除）上申書」という。）を作成し、刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）を經由して、本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

#### （3）指定

本部長は、指定の上申があった被害者等が、前記第2に定める再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

#### （4）指定期間

指定期間は、指定の日から1年間とする。ただし、未決勾留期間及び自由刑の執行期間は算入しないものとする。

### 2 再被害防止措置実施署の指定等

(1) 再被害防止措置実施署の指定

本部長は、再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、真に防止措置を実施すべき署を再被害防止措置実施署（以下「実施署」という。）に指定するものとする。

(2) 再被害防止対象者の指定通知

刑事総務課長は、本部長が再被害防止対象者及び実施署を指定したときは、当該指定上申所属長及び再被害防止措置実施署長（以下「実施署長」という。）に対し、再被害防止対象者指定（解除）通知書（別記第3号様式）により、速やかにその旨を通知するものとする。

3 再被害防止担当官の指定等

(1) 再被害防止担当官の指定

実施署長は、原則として警部以上の階級にある者の中から再被害防止担当官（以下「担当官」という。）を指定するものとする。

(2) 担当官変更時の措置

実施署長は、担当官に異動等があったときは、新たに指定を行い、組織的・継続的な再被害防止措置の実施に努めるとともに、指定の状況を速やかに捜査担当課長を経て刑事総務課長に連絡するものとする。

第4 再被害防止措置の実施

1 実施体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

(1) 刑事総務課長

刑事総務課長は、検察庁並びに刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、地方更正保護委員会及び保護観察所（以下「刑事施設等」という。）との間の照会・連絡の窓口として、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、関係所属長と緊密な連携を図り、再被害防止措置に必要な関連情報を集約・分析し、再被害防止措置の実施について、庶務担当課長及び捜査担当課長と協議するものとする。

なお、検察庁、刑事施設等への照会状況、実施署長に対する指導状況等については、再被害防止措置実施経過票（別記第4号様式。以下「措置実施経過票」という。）を作成し、明らかにしておくものとする。

(2) 庶務担当課長

庶務担当課長は、それぞれが主管する部の再被害防止対象者の指定状況の把握に努めるとともに、再被害防止措置の実施について、刑事総務課長及び捜査担当課長と協議するものとする。

(3) 捜査担当課長

捜査担当課長は、再被害防止措置の実施について、刑事総務課長及び庶務担当課長との協議に基づき、実施署長に対し具体的な指導をするとともに、実施状況を把握するものとする。

(4) 警務部警務課長

警務部警務課長は、犯罪被害者支援室長をして再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、刑事総務課長からの連絡によりその状況を把握させるとともに、刑事総務課長に対し、本要綱の運用及び被害者支援に関連する事項について助言・協力するものとする。また、刑事施設等から加害のおそれ等を示す情報を受けた場合は、その内容について、刑事総務課長に速やかに連絡するものとする。

(5) 実施署長

実施署長は、総合的な体制を確立した上、関係所属と連携して再被害防止措置の実施に当たるものとし、その経過を措置実施経過票に明らかにするとともに、捜査担当課長を経由して刑事総務課長に連絡するものとする。

(6) 担当官

担当官は、実施署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡・調整

に当たるものとする。

## 2 再被害防止措置事項

### (1) 関連情報の収集

再被害防止措置の実施に必要な情報を積極的に収集するものとする。

なお、加害者が少年で、保護処分が付され少年院に収容されている場合は、退院等の情報は通報の対象とされていないので、少年の健全育成に配慮しつつ、加害者に関する情報を独自に把握するよう努めるものとする。

### (2) 再被害防止措置の徹底

再被害防止対象者への連絡体制を確立し、その要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を講じるなど、再被害防止措置を徹底するものとする。

### (3) 関連情報等の教示

#### ア 教示の基準

刑事施設等から通報・回答を受けた情報や警察において独自に把握した加害者に関する情報の再被害防止対象者への教示については、次の基準で行うものとする。

#### (ア) 加害者の釈放等に関する情報

再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報の教示の求めがある場合、又は再被害防止のため再被害防止対象者に加害者の釈放等に関する情報を教示する必要がある場合には、刑事施設等から通報・回答を受けた情報のうち、次の事項に限り教示することを原則とする。ただし、刑事施設等から通報・回答を受けた際に、教示する情報の範囲、時期等について意見及び理由が付されているときには、当該意見等を踏まえて行うこと。

- a 自由刑の執行終了による釈放については、釈放予定の場合には釈放予定月（より具体的な釈放予定の教示は(イ)による。）、釈放後の場合には釈放の事実及び釈放年月日
- b 仮釈放、仮出場又は不定期刑の終了による釈放については、釈放後における釈放の事実及び釈放年月日（釈放予定の教示は(イ)による。）
- c 自由刑の執行停止又は恩赦による釈放については、釈放後における釈放の事実及び釈放年月日（釈放予定の教示は(イ)による。）
- d 収容中の死亡又は逃走及び再収容については、当該事実及び死亡等の年月日

#### (イ) 加害者に関する詳細な情報

加害者に関する上記(ア)以外の詳細な情報は、原則として教示しないが、次のとおり再被害防止のために特に必要がある場合に限り、再被害防止対象者に教示することができる。ただし、刑事施設等から通報・回答を受けた情報を教示する場合で、教示する情報の範囲、時期等について意見及び理由が付されているときには、当該意見等を踏まえて行うこと。

#### a 釈放予定

自由刑の執行終了による具体的な釈放予定又は仮釈放若しくは仮出場による釈放予定については、身辺警戒を開始するため又は行動範囲に注意を喚起するためなど、再被害防止のために特に必要がある場合に限り教示することができるが、教示する事項は「○月上旬」等とする。ただし、再被害防止のために不可欠である場合は、釈放予定日を教示することができる。

#### b 帰住先

帰住先については、再被害防止対象者の行動範囲について注意を喚起するためなど、再被害防止のために特に必要な場合に限り、次の範囲内で教示することができる。

- (a) 帰住先が再被害防止対象者の住居地と同一都道府県内の場合は、当該市区町村名までとする。ただし、帰住先が被害者等の住居地と近接しており、再被害防止のために不可欠な場合に限り、地名までとする。
- (b) 帰住先が再被害防止対象者の住居地と異なる都道府県の場合は、都道府県名

までとする。ただし、都道府県が異なる場合であっても、帰住先と再被害防止対象者の住居地とが近接しているときには、前記（a）に準じる。

c その他の情報

再被害防止対象者の注意を喚起するため必要な加害者の動向等の情報は、再被害防止のために特に必要な場合に限り、相当と認められる範囲で教示することができる。

イ 教示に当たっての配慮事項

- (ア) 再被害防止対象者及びその関係者による加害者への報復のおそれがあるなど、教示することが適当でないと認められる場合には、教示しないこと。
- (イ) 実施署長は、教示する情報の内容、時期、方法等について、庶務担当課長及び捜査担当課長と事前に協議した上、刑事総務課長の指導を受けて実施すること。
- (ウ) 教示を行う際は、警察が講じようとする再被害防止措置を説明するなどし、再被害防止対象者がいたずらに不安感を抱くことのないよう配慮すること。
- (エ) 自由刑の執行終了による釈放予定を教示する際には、加害者の仮釈放が認められ、釈放予定より早期に釈放されることがあるので、その旨を併せて教示すること。
- (オ) 不定期刑の執行終了、自由刑の執行停止及び恩赦による釈放についても上記に準じて取り扱うものとするが、これらは、釈放が決まった後、受刑者が釈放されるまでの期間が短いため、釈放前に通報を受けられないこともあるので配慮すること。
- (カ) 再被害防止のため加害者に関する詳細な関連情報を再被害防止対象者に教示する際には、当該情報の教示により加害者の更生を害することのないよう、教示の必要性を特に組織的に検討すること。また、当該情報を再被害防止対象者に教示する際には、再被害防止のために教示が行われていることを説明し、加害者の更生のため、これを公表することのないよう注意を促すこと。

なお、加害者が少年の場合は、少年の健全育成の重要性を併せて説明すること。

- (キ) 仮釈放の許可決定が取り消された場合には、地方更生保護委員会から通報がなされるので、仮釈放による釈放予定を再被害防止対象者に教示していたときには、速やかに許可決定が取り消された旨を再被害防止対象者に連絡すること。
- (ク) 帰住予定地（仮釈放以外による釈放の場合に通報される帰住地）は加害者の申告によるものであり、指定帰住地（仮釈放による釈放の場合に通報される帰住地）は地方更生保護委員会の指定によるものであることから、再被害防止対象者に帰住地を教示する場合において、加害者が帰住地に居住していることを確認していないときには、その旨付言すること。
- (ケ) 被害者等に、仮釈放による釈放等に関する情報を教示したときは、通報を行った地方更生保護委員会又は帰住先管轄保護観察所に対し、その旨を通知すること。
- (コ) 再被害防止対象者以外の被害者等から加害者の釈放等に関する情報の教示の求めがあった場合には、検察庁の被害者等通知制度において、被害者等の希望により相当と認められるときに、被害者等に受刑者の釈放に関する通知がなされることとなっている旨を教示すること。

(4) 加害者に対する措置

加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとする。また、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

第5 指定の解除等

1 指定の解除

指定期間を経過したときは、指定が解除されたものとする。

2 指定期間の延長等の上申

(1) 指定期間の延長の上申

実施署長は、指定期間前に指定期間延長の可否を検討し、その必要があると認めるときは、期間を定めて、指定（期間延長・解除）上申書を作成し、刑事総務課長を経由して、本部長に指定期間の延長を上申するものとする。

(2) 指定期間内の解除の上申

実施署長は、指定期間内であっても、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定（期間延長・解除）上申書を作成し、刑事総務課長を経由して、本部長に指定解除を上申するものとする。

3 本部長の決定

本部長は、実施署長から再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の上申があつたときは、その要否について決定するものとする。

第6 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

第7 都道府県警察との連携等

1 都道府県警察との連携

再被害を防止する上で関係を有する署が他の都道府県警察に属するときは、実施署長は、刑事総務課長を経由して、当該都道府県警察の対応する本部捜査等担当課長を通じ、当該署長に協力を依頼するものとする。また、再被害を防止する上で、他の都道府県警察からの協力依頼を受けた署長は、誠実にこれに当たるものとする。

2 警察庁等に対する調整依頼

他の都道府県警察に対し協力を依頼するため必要があるときは、刑事総務課長が、警察庁又は管区警察局に調整を依頼するものとする。

第8 検察庁、刑事施設等との連携

再被害防止措置の実施に当たっては、検察庁、刑事施設等と連携するものとする。

第9 準用

被害者等以外の関係者について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、この要綱を準用するものとする。

以下別記様式省略